

松戸市新焼却施設詳細調査検討会 設置要綱

（設置）

第1条 新焼却施設の参考見積徴収及び市場調査の実施内容、事業費の設定方法等を検討するにあたり、各界の有識者から意見を聴くため、松戸市新焼却施設詳細調査検討会（以下、「検討会」という。）を置く。

（参加者への依頼事項）

第2条 検討会参加者は次に掲げる事項を行う。

- (1) 新焼却施設の参考見積徴収及び市場調査の実施内容について、意見を述べること。
- (2) 新焼却施設の事業費の設定方法について、意見を述べること。
- (3) その他、新焼却施設整備に必要な事項について、意見を述べること。

（組織）

第3条 検討会は、参加者5人をもって組織する。

（参加者）

第4条 参加者は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（会議）

第5条 検討会は、必要に応じて市長が開催する。

2 検討会に欠席する参加者は、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

（会議の公開の方法等）

第6条 会議の公開の方法等については、審議会等の会議の公開に関する要綱の例による。

（会議録の作成）

第7条 会議録の作成については、審議会等の会議の公開に関する要綱の例による。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、松戸市環境部清掃施設整備課が処理する。

附 則

この要綱は、令和7年5月29日から施行する。